

宇治市第 5 次行政改革大綱

平成 2 0 年 2 月

宇 治 市

はじめに	1
------	---

第 5 次行政改革の基本方針

1 .基本方針	2
2 .基本的な考え方	3
3 .目標の設定と見直し	3
4 . 4 つの柱と重点的取り組み事項	4
5 . 推進体制	5

第 5 次行政改革の具体的方策

1 .市民サービスの充実	6
2 .組織の効率化と活性化	9
3 .効率的で効果的な行財政運営	11
4 .民間活力の活用	15

はじめに

我が国の経済は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復しているとされており、国内の民間需要主導に支えられた景気回復は続くものと見込まれている。しかし、アメリカ経済や原油価格動向が内外経済に与える影響も懸念され、先行きについては、楽観を許さない状況にある。

また、宇治市の財政状況についても、一部企業の収益改善等により一定の増収が見込めるものの、国の地方財政歳出規模抑制に伴う地方交付税の見直しによる減収が予想される。更に、少子高齢化の進展による扶助費を中心とする義務的経費の増大やこれまでに整備を行ってきた社会資本の更新経費のほか、地域経済の活性化や、環境問題、少子高齢社会への対応、教育問題、市民との協働の取り組みなど様々な課題への対応が求められており、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されている。

こうした状況を踏まえ、市民の多様なニーズに応えていくとともに、行財政運営をより効率的で効果的に進めていくため、引き続き行政改革の取り組みを推進していく必要がある。

本市の行政改革は、昭和61年から始まった第1次行政改革より、順次実施されてきており、現在は平成15年度から平成19年度までを実施期間とした第4次行政改革について取り組みを進めてきている。

これまでの行政改革における取り組みの成果を踏まえ、今後の行政改革について、行政外部からの視点、市民の目線からの提言を受けるため、宇治市行政改革審議会を平成19年5月29日に設置し、第5次行政改革に関する方策について諮問を行った。その後、6回の審議を経て、平成19年11月29日に答申をいただいたところである。今回の答申を踏まえ、現在行っている事業、業務について再点検を行い、今後の行政改革にあたっての基本方針や具体的な方策等について以下のとおり取りまとめた。

第 5 次行政改革の基本方針

1 . 基本方針

第 5 次行政改革における基本方針を以下のとおりとする。

- ・ 基本指針

宇治市第 4 次総合計画（計画期間：平成 1 3 年～平成 2 2 年）の基本計画に定められている「行政改革の推進」に基づき、国等の動きを踏まえて策定し、「行政サービスの向上」、「行政の効率化の推進」を基本指針とする。

- ・ 国等の動きとの整合

この間の行政改革に関する国の指針や成立した法律の趣旨に基づき、本市の現状を勘案し、出来る限り整合を図り策定するものとする。

- ・ 進行管理の徹底

行政改革の実効性を更に高めるため、進行管理及び報告のあり方、進行管理委員会の役割について見直しを図る。

- ・ 第 4 次行政改革における課題への対応

第 4 次行政改革における課題としては、改革の進捗状況やその効果を計る指標が数値化されている項目が少ないため、取り組みに対する評価や改善の効果がわかりづらいことが挙げられる。

したがって、市民に対して行政改革の効果や進捗状況を明確に説明できるよう、出来る限り「数量」、「経費」等により「目標」、「効果」、「達成度」を表すこととする。

- ・ その他留意する点

個々に進行している行政改革に関する各種部門別計画との整合を図ることとする。

- ・ 計画の期間

第 5 次行政改革の計画期間について、これまでの行政改革における取り組み期間を踏まえ、平成 2 0 年度から平成 2 4 年度までの 5 カ年とする。

2．基本的な考え方

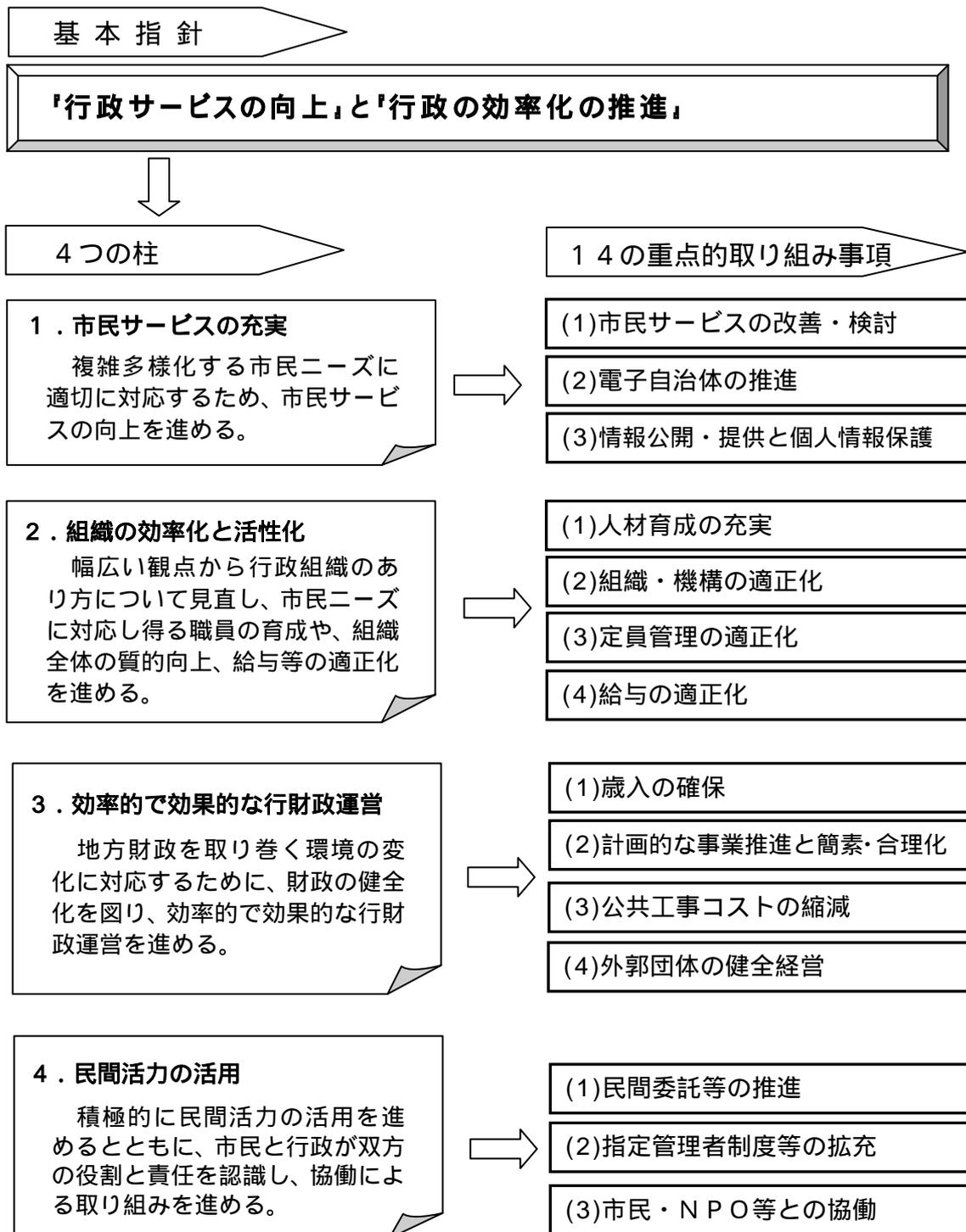
第5次行政改革についての答申では、基本的な考え方として、従来からの慣例や前例にとらわれることのない「選択と集中」による、思いきった発想の転換を図らなければならないことや、市民においては「自分たちで出来る事は自分たちで」といった自助の精神を基本とし、市民と行政が双方の役割と責任を認識した協働の取り組みを進めていくこと、公民の役割を踏まえ、真に行政が担うべき業務にその資源を集中させていく必要があること、また、行政が実施する場合においても積極的に民間委託等を図っていくことが重要であること、さらに、これからの数年で、多くの団塊世代の職員が退職を迎えることから、これらベテラン職員の知恵や知識を引き継いでいくことが重要であることなどが提言されており、これらの提言を基本として「行政改革大綱」及び「実施計画」を策定した。

3．目標の設定と見直し

第5次行政改革を進めるにあたり、基本方針を踏まえ、実施計画において出来る限り各年度の取組目標、数値目標、効果額の設定を行っているが、それぞれの課題について柔軟に対応するためには、Plan（計画）- Do（実行）- Check（点検・評価）- Act（改善）のPDCAサイクルによる、継続的な見直しを行っていく必要があるため、毎年、前年度の取り組み状況について点検・評価を行ない、次年度以降の目標等について見直しを行なうこととする。

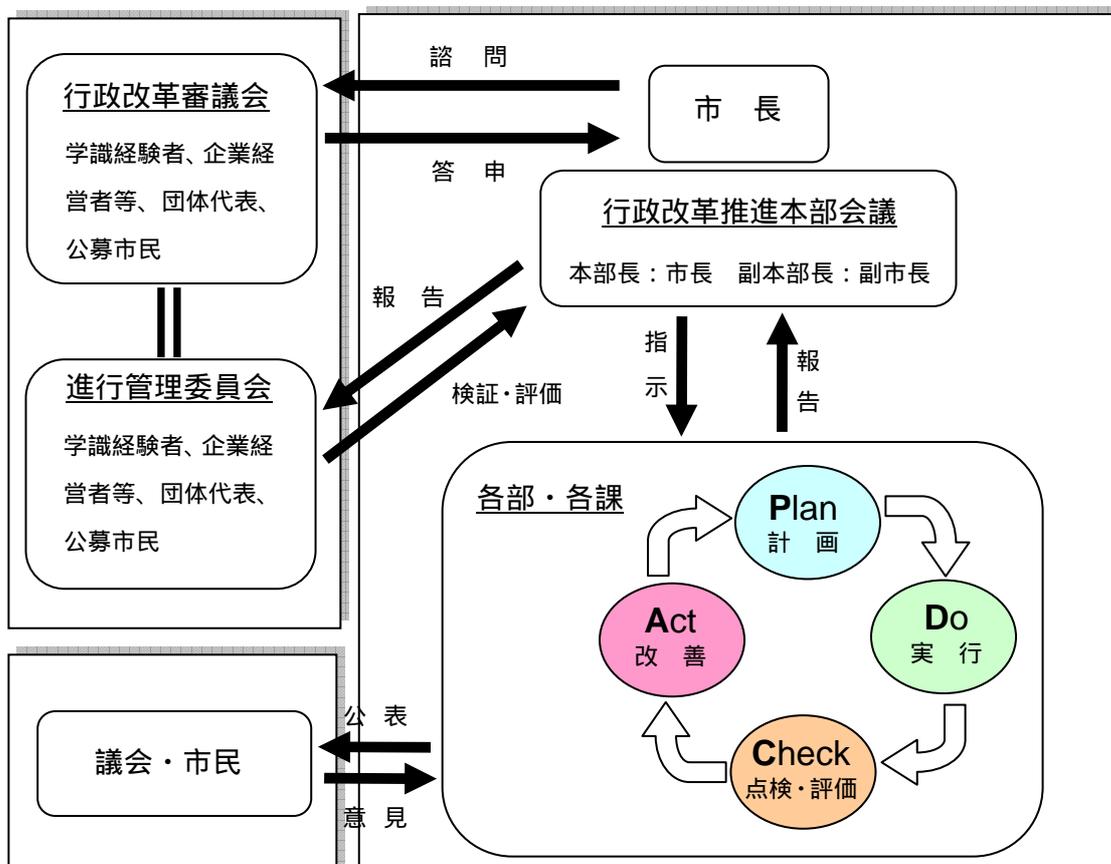
4．4つの柱と重点的取り組み事項

第5次行政改革の基本指針を踏まえ、以下の4つの柱を主要なテーマとし、それらに基づく14の重点的取り組み事項を掲げ、改革を推進していくものとする。



5. 推進体制

改革にあたっては、市長をトップとする行政改革推進本部会議を中心に、各部課においては日常的にPDCAサイクルによる業務の見直しを行いながら、実施計画に従って確実に推進していく。そのために、毎年度適正な進行管理を行い、行政改革の進捗状況について、議会に報告するとともに、市の広報紙やホームページなどにより積極的に公表し、広く市民に説明するものとする。



第 5 次行政改革の具体的方策

第 5 次行政改革の基本指針である、「行政サービスの向上」と「行政の効率化の推進」の実現に向けて、体系的な取り組みを進めていくため、4 つの柱及び 14 の重点的取り組み事項に基づき、50 の実施項目を設定する。

1 . 市民サービスの充実

市民の多様な価値観や複雑化するニーズに適切に対応するために、更なる市民サービスの向上に向けた取り組みを進めていく。また、近年、飛躍的に発達している情報通信技術を利用した電子自治体の構築を進め、情報管理の徹底や市民への情報提供についても引き続き積極的に推進する。

(1) 市民サービスの改善・検討

小中一貫教育の推進や子育て支援、就労支援を進めるための保育事業の充実、また、認定こども園などを含めた就学前教育についての検討を進める。

その他、消防・救急・救助業務の効率的で効果的な運用を図るため、近隣市町との連携による広域的な対応についても検討する。

また、市民の利便性の向上を図るため、市民課等の窓口開設時間の延長などについて検討する。

小中一貫教育の推進と学校規模適正化

子どもの教育に関する課題等の解決に向け、小中一貫教育を柱とした、「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向 - NEXUS プラン - 」を策定した。

本計画の実施方針である「第 1 次 NEXUS プラン実施方針」に基づき、保護者や地域の理解を得ながら、小中一貫教育の実現と小中学校の適正規模の確保に取り組む。

保育事業の充実

市内には公立保育所 8 園、民間保育園 14 園がある。子育て支援、就労支援を進めるため、定員枠の拡大や延長保育、一時保育などの保育事業の充実に努めてきた。

今後も公立保育所と民間保育園との連携を強化し、定員枠の拡大や各種保育事業の充実に努めていく。

就学前教育の検討

幼稚園への入園者数は年々減少しており、就学前教育のあるべき姿や認定こども園など幼稚園と保育所の連携等についても検討が必要となっている。

このため、就学前教育のあり方検討委員会において、これからの就学前における教育のあり方について総合的な検討を行う。

消防・救急・救助業務広域化の検討

市民の生命と財産を守るため、より迅速で効率的な消防・救急・救助業務を進めていく必要がある。

京都府が策定する「(仮)京都府消防広域化推進計画」に基づき、消防・救急・救助業務の広域化に向けた検討を行うとともに、京都府が策定した「消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、消防デジタル無線の広域的対応を進めていく。

窓口サービスの充実

市民の利便性の向上を図るため、行政サービスコーナーにおける税証明等の発行など取り扱い内容の拡充を行ってきた。

今後も利便性向上を図るため、窓口開設時間の延長、土・日曜日の開設等について研究・検討を進める。

(2) 電子自治体の推進

情報通信技術を利用した質の高い行政サービスを提供していくため、電子自治体構築に向けた取り組みを進める。

電子自治体の推進

情報通信技術を利用した質の高い行政サービスを提供していくため、図書館図書予約や公共施設予約システムの導入をはじめ、地域SNS(お茶っ人)の構築など行ってきた。

効率的・効果的に市民の利便性向上を図るため、京都府・市町村共同開発システム事業を推進していくとともに、インターネットを活用した申請・届出等について検討を行う。

電子投票システムの研究

電子投票システムの導入については、全国的にも導入団体が少なく、経費面、システムトラブルへの対応など現在も研究段階にある。

社会状況の変化や情報通信技術の急速な発展などを考慮し、今後も導入の

メリット・デメリット等、総合的な観点から研究・検討を行っていく。

(3) 情報公開・提供と個人情報保護

地方分権の推進により、市政運営にあたってはこれまで以上に議会や市民へ説明責任を果たし、公平性、透明性を高めることが求められている。そのため、宇治市情報公開条例を的確に運用し、行政情報の公開・提供を積極的に行う。

また、個人情報保護についても、全職員に対し引き続きその重要性及び取り扱いについて徹底を図る。

審議会等の公開

宇治市情報公開条例の趣旨を踏まえ、審議会等での審議内容については、市民への積極的な情報提供が必要である。

このため、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本市の審議会等の会議及び会議録の公開を推進していく。

広報活動の充実

行政情報等の提供については、その重要度が増してきている。また、市政だよりについては、情報量が多く紙面改革が必要となってきた。

これまでの広報活動の総括を行うとともに、市政だよりの紙面改革を実施する。

ホームページの充実

本市のホームページについては、利用しやすいものとなるよう、改訂を行うとともに、携帯電話向けホームページについても開設したところである。

より利用しやすいホームページとなるよう、掲載情報を拡大するとともに、掲載内容や表現方法等について、全市的に統一が図れるよう掲載基準を調整する。

個人情報保護の徹底

個人情報保護法の施行など社会情勢の変化を踏まえ、個人情報保護条例の改正を行うとともに、個人情報の流出事案を防止するため、個人情報保護マニュアルの作成、全職員を対象とした研修の実施などを行ってきた。

引き続き、個人情報保護マニュアルに沿って事務手続きの見直しを行うとともに、職員一人ひとりの個人情報保護の重要性についての意識改革とその取り扱いの徹底を図る。

2. 組織の効率化と活性化

団塊世代のベテラン職員の大量退職後も、更に市政を発展させるため、市民からの期待に応え得る人材の育成に取り組む。職員一人ひとりの能力を高め、組織全体の質的向上を目指すと同時に、定員管理や給与等の適正化などについても、引き続き市民の目線に立った改革を進め、更に効率的で効果的な組織へと変革を目指す。

(1) 人材育成の充実

複雑多様化する市民ニーズに応えるため、職員の意識改革と資質の向上を図り、次代を担う人材の育成に努める。

人材育成の推進

今後数年間で団塊世代職員の大量退職が見込まれることから、次代の宇治市を担う職員の人材育成は急務の課題となっている。

「(仮)宇治市人材育成計画・実施計画」を策定し、職員の意識改革や能力開発に取り組み、3C職員(チャレンジする職員:Challenge、コミュニケーション能力の高い職員:Communication、市民との協働ができる職員:Collaboration)づくりに努める。

人事考課制度の充実

人事考課制度については、平成18年1月から全職員を対象に本格実施し、業務遂行に関してみられた職員の能力、態度及び勤務の実績などを的確に把握・評価し、人事配置や昇任選考に反映させてきた。

人事考課制度の充実を図り、給与処遇への反映の検討や上司だけでなく、同僚、部下といった多面的評価の導入についても検討を行う。

目標管理制度の充実

目標管理制度については、組織全体の目標と個々の職員の目標とを結びつけ、同じ方向を目指し、目標を達成しようとするものであり、平成16年度から管理職を対象に本格実施したところである。

更に効果的な制度となるよう、困難な目標を達成した者を高く評価する仕組みの導入の検討など、運用方法等について改善を図る。

女性職員の積極的登用

男女共同参画社会のまちづくりを進めるため、女性職員の能力・資質の向上を図り、管理監督職員への登用を行ってきた。

引き続き、幅広い分野において女性の能力活用を図り、積極的な登用を推進する。

(2) 組織・機構の活性化

複雑多様化する市民ニーズに適切に対応し得る効率的で効果的な組織体制を確立するために、組織・機構の見直しや審議会等の見直しを行う。

組織・機構の見直し

社会経済状況の変化や市民ニーズを的確に捉え、政策目標に基づいた、市民にもわかりやすい組織・機構の構築を推進していく必要がある。

簡素で効率的・効果的な組織・機構となるよう定期的な見直しを図るとともに、部課の名称についても市民にわかりやすい名称となるよう継続的に見直しを行う。

審議会等の見直し

各種審議会・委員会等については、活動状況について定期的に点検を行い、統廃合について検討する必要がある。

それぞれの審議会・委員会等の活動状況や役割、必要性を踏まえ、統廃合についての検討を行う。

(3) 定員管理の適正化

効率的で効果的な行政運営を進めるため、職員でなければ出来ない業務かどうか等についての検討を行い、職員の定員管理の適正化を図る。

定員管理の適正化

「第2次宇治市職員定員管理計画」に基づき、適正な定員管理を行うとともに、詳細計画の策定に取り組んできた。

今後は「第2次宇治市職員定員管理計画(改訂版)」に基づき、業務の民間委託、指定管理者制度の導入、嘱託職員の配置等の実施により、適正な定員管理を進める。

(4) 給与の適正化

効率的で効果的な行政運営を進めるため、市民の目線に立った給与の適正管理に努める。

給与の適正化

職員給与については、人事院勧告や近隣市町の状況を踏まえ、給与構造改革への対応についても実施してきた。

人事給与制度検討委員会からの意見等を踏まえるとともに、人事院勧告や近隣市町、民間企業等の給与水準との均衡に留意した給与制度の適正化を図る。

時間外勤務の抑制

時間外勤務については、時間外時間数の目標設定を行い、各課に時間配分し、ヒアリングを実施するほか、水曜日をノー残業デーに設定するなど、時間外勤務の抑制に努めてきた。

引き続き、これまでの取り組みを進めるとともに、業務の見直しや効率化に努め、時間外勤務の抑制の徹底を図る。

振替・代休制度の活用促進

振替・代休制度活用については、周知・徹底を図り、週休日等に勤務を命じる場合は、振替予定日を事前に定めるなど、制度活用を図っている。

引き続き、制度活用の徹底を図り、振替率の向上を促進する。

3．効率的で効果的な行財政運営

地方の財政状況は、景気が回復傾向にあるものの、国の地方財政歳出規模抑制に伴う地方交付税の見直しや都市部と地方における格差の拡がり等により、依然厳しい状況にある。

このような地方財政を取り巻く環境の変化に対応し、健全な財政運営を継続させるために、歳入の確保や「選択と集中」による事業の推進、コスト縮減等、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営を進める。

(1) 歳入の確保

健全財政の維持・運営を図るため、市税徴収率の向上や使用料・手数料等の見直し、有料広告事業をはじめとした新たな財源確保についても研究する。

市税徴収率の向上

市税は行政運営の根幹となる財源であり、公平、公正の観点から市税徴収の徹底を図る必要がある。

京都府とも連携を図り徴収対策を講じていくとともに、滞納対策の強化を図り、徴収率向上に向けた取り組みを進める。

各種料金収納率の向上

保育料や国民健康保険料など各種料金の滞納が、近年、大きな社会的な問題となっている。悪質な滞納者に対しては厳しい態度で望んでいく必要がある。

引き続き、これまでの取り組みを進めていくとともに、滞納対策の強化を図り、収納率の向上に努める。

公金収納窓口の見直し

公金収納窓口については、近年、コンビニエンスストアでの収納等、新たな方法についての検討が必要となってきた。また、税等の口座振替の促進は、徴収率向上のための有効な手段であり、今後も促進していく必要がある。

社会環境の変化や他団体における取り組み状況を踏まえ、新たな収納方法についても検討を進めていく。また、引き続き口座振替の促進を図っていく。

使用料・手数料等の見直し

使用料・手数料等については、受益と負担の公平性の観点から設定されてきている。

引き続き、社会状況の変化等を十分踏まえる中で、適宜見直しを図っていく。

遊休市有地の有効活用

遊休市有地については、今後の利用可能性を含めて的確に状況を把握し、有効活用を図っていく必要がある。

今後の利用方針を決定するとともに、利用の可能性がないと判断される市有地については、計画的に売却等を進めていく。

有料広告事業等の推進

本市では、平成19年度からホームページバナー広告、広告を掲載した窓口用封筒の設置により有料広告事業に取り組んでいる。

今後も、公共性、公平性を十分に踏まえた上で、有料広告事業の拡充を検討するとともに、新たな財源の確保についても研究を行う。

(2) 計画的な事業推進と簡素・合理化

健全な財政運営を継続するために、「選択と集中」による効率的で効果的な事業推進を図るとともに、事業の簡素・合理化を進める。

公会計改革への対応

本市では、各年度の予算・決算の状況やバランスシート、行政コスト計算書について市政だより等により広く市民への情報提供を行っている。また、地方財政健全化法が制定されるなど地方財政を取り巻く状況も変化してきている。

国の指針等においても、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、関連団体等も含む連結ベースでの財務諸表を整備するよう示されていることから、より市民にわかりやすい財務諸表の整備に取り組む。

新政策評価システムの構築

第4次総合計画・実施計画の策定にあたっては、政策評価システムを活用し、事業の必要性や緊急性を考慮して策定を行っているが、事業効果の評価や優先順位の決定などさらに検討する必要がある。

現行の政策評価システムの総括を行い、透明性を確保するとともに効率的で効果的な事業推進が可能な新しいシステムの構築を図る。

補助金等の見直し

補助金等については、公益性、公平性、費用負担のあり方等の観点から設置されてきている。

今後もあらゆる機会を通じて、公民の役割や補助効果等を考慮し、スクラップアンドビルドを基本として適宜見直しを図っていく。

下水道事業の水洗化普及促進

下水道整備については、平成33年度に100%の整備を目指し推進しているが、各戸において下水道への接続が行われないとその効果が発現しない。

引き続き、普及促進員制度をはじめ、水洗化率の向上に向けた取り組みを進めていく。

各種申請書類の簡素・合理化

各種申請書類については、敬称表示や記載事項、押印等について調査を行い、順次対策が講じられてきている。

今後も、これまでの対策が確実に実施されているかの確認を行うとともに、申請書・添付書類の簡素・合理化に努めていく。

庁内事務文書の簡素・合理化

庁内の事務文書について、庁内LANや文書管理システムの活用により整理・合理化を進めてきた。

引き続き、これらの取り組みを進め、ペーパーレス化を推進し事務文書の簡素・合理化に努める。

職員応援体制の活用促進

各種イベントや一時的な輻輳事務などについては、課を越えての応援体制により、効率的な事務執行に努めている。

引き続き、このような取り組みを進め、柔軟かつ迅速な職員応援体制による事務事業の執行に努める。

ごみ減量化の推進

ごみの減量化に向けた取り組みについては、一般ごみと資源ごみの分別収集等により一定の成果を挙げてきている。

更にごみ減量化に向けた取り組みを進めるため、近隣都市の状況や宇治市廃棄物減量等推進審議会における提言等を踏まえ、指定袋制の導入についての方針決定を行う。

(3) 公共工事コストの縮減

公共工事については、引き続きコスト縮減を図り、透明性・客観性・競争性の高い手続きにより適切に執行する。

公共工事コストの縮減

公共工事については、これまで「公共工事コスト縮減対策行動計画」に基づきコスト縮減に取り組んできた。

ライフサイクルコストの低減等新たな観点からコスト縮減を進めるため、「(仮)公共工事コスト縮減・新行動計画」を策定し、公共工事コスト縮減に取り組んでいく。

入札制度の適正化

本市の入札制度は、前年度の状況を踏まえ、毎年制度の改善に取り組んでいる。

手続きの透明性、客観性、競争性を高め、公正で適切な制度とするため不断の制度改善に努める。

入札・契約のIT化の推進

入札及び契約情報については、インターネットにより発注予定、指名情報、入札結果等の公表を行っており、透明性の高いものとなるよう取り組みを進めている。

引き続き、インターネットを活用した情報提供に努めるとともに、電子入札システムの導入についても検討を進めていく。

(4) 外郭団体の健全経営

市が全額出資を行っている外郭団体について、業務の見直しやコスト縮減など経営の健全化に向けた取り組みを進める。

土地開発公社の経営健全化

土地開発公社の今後のあり方については、「宇治市土地開発公社業務運営等検討委員会報告書」により一定の方向性が提言されている。

本報告書の提言を踏まえ、「(仮)土地開発公社健全化計画」を策定し、公社保有地の有効活用を図るとともに売却等により公社の経営健全化に努める。

公社等の経営健全化

宇治市が全額出資を行っている財団法人5団体((財)宇治市文化センター、(財)宇治市霊園公社、(財)宇治市福祉サービス公社、(財)宇治市公園公社、(財)宇治市野外活動センター)では、介護保険事業者として業務を行っている(財)宇治市福祉サービス公社以外は、公共施設の管理・運営を主たる業務としている。

今後の指定管理者の選定においては、公募による選定を基本としているため、民間事業者とも競争できるサービス水準、人材育成、経営基盤の整備に取り組んでいく。

4. 民間活力の活用

地方分権が進展するなかで、自立性の高い行政運営を行うとともに、厳しい財政状況の下でも市民サービスを低下させることなく、多様なニーズに応えるために、民間活力を積極的に取り入れた行政運営を推進する。

(1) 民間委託等の推進

これまで保育所の民営化、学校給食調理業務の民間委託などについて進めてきたが、今後も清掃事業における可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化や放課後児童健全育成事業における民間との連携など、市民の目線に立った改革を積極的に進めていく。

保育所の民営化

公立保育所の民営化については、平成17年度に北小倉保育所が北小倉こひつじ保育園となり、公立保育所は8園、民間保育園は14園となった。

「(仮)保育所民営化第2次実施計画」を策定し、公立保育所の民営化に取り組むとともに、子育て支援策の充実を図る。

学校給食調理業務の民間委託化

学校給食調理業務の民間委託は、平成12年度から実施しており、給食調理を行っている20校のうち7校について民間委託を行なっている。

今後も民間委託化の基本方針である「第2次学校給食調理民間委託の実施方針」に基づき、計画的に委託化を推進していく。

可燃ごみ収集・運搬業務の民間委託化

現在直営で実施している可燃ごみの収集・運搬業務について、民間委託化を進めていくための基本方針となる「今後の清掃事業について - 可燃ごみの収集・運搬業務の民間委託に向けて - 」を策定した。

この基本方針に基づき、可燃ごみ収集・運搬業務について民間委託化を推進していくとともに、受託事業者に対する指導を適切に行う。

各種スポーツ教室・大会の委託化・補助事業化

宇治市教育委員会が主催する各種スポーツ教室やスポーツ大会は、関係団体の運営基盤等の向上に伴い、委託化、補助事業化を行ってきている。

今後も各種教室・大会等について委託化、補助事業化を推進していくとともに、団体の自主性・自立性が高まるよう助言・指導を行なう。

放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童健全育成事業については、市内20の小学校において、1年生から4年生までを対象に育成学級の運営を行っている。

今後は類似事業を実施している社会福祉法人との連携を強化し、より良い子育て環境の整備に努める。

各種団体等の事務局の移管

各種団体等の事務局について、本市が事務局を担っている場合があるが、各種団体の自主性、自立性を確保するため、また、それぞれの役割を明確にする上からも、行政と団体事務局は分離していることが望ましいと考えられる。

このため、市が事務局を兼務する団体について、出来る限り事務局機能を各種団体に移管できるよう調整を進める。

(2) 指定管理者制度等の拡充

公共施設の管理方法について、サービスの質やコスト等幅広い視点から見直す必要があり、市民にとって利用しやすい施設となるよう、指定管理者制度を拡充するとともに、公共施設の建設段階から民間の資金や経営能力・技術力を活用し、管理・運営までを行う PFI (Private Finance Initiative) の導入についても検討を行っていく。

指定管理者制度の拡充

市内 42 の公共施設について、指定管理者制度の導入を図ってきたが、公募により指定管理者を選定した施設は一部にとどまっている。その他の公共施設の管理運営方法についても公共施設運営検討委員会で検討され、報告書としてとりまとめられた。

公募及び指定管理者制度による公共施設を拡充すべきとした、公共施設運営検討委員会からの報告を踏まえ、市としての方針決定を行い、指定管理者選定に向けた手続きを進める。

PFI の活用検討

PFI の活用については、全国的にも取り組み事例が増加してきており、本市においてもこれまで調査・研究を進めてきた。

この制度のメリット・デメリットを踏まえ、本市の公共事業においても導入を検討する。

(3) 市民・NPO等との協働

市民と行政との協働による取り組みを推進していくため、市民意見の把握や市民の市政への参画機会の拡充を図るとともに、これまで以上に積極的に市民や地域、NPO等との協働による事業等を進める。

パブリックコメントの活用促進

市民の意向を把握するとともに市民意見を行政運営に反映させる手法の一つとして、パブリックコメントの導入が普及してきている。

「(仮)パブリックコメント手続に関する指針」を策定し、指針に基づいた適正な執行を行う。

市民・NPO等と行政との協働の推進

市民・NPO等と行政の協働の取り組みについては、これまでから福祉分野をはじめ様々な分野で行われてきている。

「(仮)NPO等との協働指針」を策定するとともに、本指針に基づき職員の意識の醸成を図り、協働による事業を推進する。